

京都市告示第 43 号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局南部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成28年4月1日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
西ノ庄西浦公園	南区吉祥院西ノ庄西浦町24-1, 113	告示の日

(南部みどり管理事務所)